



各 位

平成 21 年 1 月 22 日

株式会社 LDH

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

株式会社 LDH（本社：港区赤坂、代表取締役社長：石坂弘紀、平成 20 年 8 月 1 日付で（株）ライブドアホールディングスより社名変更：以下「当社」）が、株式会社フジ・メディア・ホールディングスより提起されていた訴訟について、本日、東京地方裁判所からの職権による和解勧告に基づき、和解が成立いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、株式会社フジ・メディア・ホールディングスより、同社が平成 17 年 4 月 18 日に 1 株 329 円にて引き受けた当社発行新株式 133,740,000 株を平成 18 年 3 月 16 日に売却したことに伴う損失額 345 億 492 万円について、旧証券取引法第 18 条・19 条に基づく同金額の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を平成 19 年 3 月 26 日付けで東京地方裁判所に提起され、同裁判所において係争していましたが、この度、同裁判所からの和解勧告において提示された和解案を受諾し、平成 21 年 1 月 22 日付けで訴訟上の和解が成立いたしました。

当社が東京地方裁判所からの和解勧告を受諾することとした主な理由は、1) 提示された和解案は原告請求額を減縮した金額の支払を内容とするものであり、当社主張の一部が実質的に認められたものと評価できること、2) 現在当社が係争中である他の損害賠償請求訴訟と異なり、本件は、旧証券取引法第 18 条・19 条に規定されている新株の募集に応じて取得した者への賠償責任であること、3) 本件の早期解決により、当社の訴訟費用および労力を節減し、他の損害賠償請求訴訟に注力して取り組むことができること、の 3 点です。

2. 和解の主な内容

当社は、株式会社フジ・メディア・ホールディングスに対し、総額金 310 億 5442 万 8000 円を、平成 21 年 2 月 10 日までに支払い、同社との一切の紛争を解決いたします。

なお、訴訟費用は各自の負担といたします。

3. 今後について

- 1) 当社は、平成 20 年 8 月 11 日に、旧経営陣らの当社に対する民事責任に対して 35 億 2330 万 3120 円の損害賠償請求訴訟を提起しておりますが、本件和解に基づく支払額を損害賠償請求の対象に加えることを目的として、速やかに被告らへの請求を拡張する方針です。
- 2) 当社へは、本件以外に、旧証券取引法第 21 条の 2 及び民法第 709 条等に基づき、法人・個人の投資家より、複数の損害賠償請求訴訟が提起され、現在全ての訴訟において係争中でございます（うち、1 件については平成 20 年 6 月 13 日に当社に約 95 億円の賠償を命じる地裁判決が下されましたが、6 月 25 日に当社が控訴しております）。
これらの係属中の民事訴訟については、本件の株式会社フジ・メディア・ホールディングスとの紛争と異なり、いずれも株式流通市場における当社の責任を問われているものであり、紛争の性質が異なっているものと理解しております。従って、当社といたしましては、引き続き全力を挙げて争う所存であり、今後とも法廷の場において当社の主張を訴えてまいります。
- 3) 本件和解に基づく、金 310 億 5442 万 8000 円の支払については、平成 21 年 3 月期決算に特別損失として計上する予定です。

以上

－本件に関するお問合せ先－
株式会社 LDH
広報・IR グループ
電話：03-5155-1011(直通)